

市有財産の貸付公募実施要項  
【随時募集】  
(駐車場用途限定)

横 浜 市 道 路 局

# 目次

I	概要	…	3
II	貸付内容（条件等）について	…	3
III	物件の下見について	…	5
IV	応募について	…	5
V	応募申込者の資格審査及び借受人の決定	…	7
VI	契約方法等について	…	7
資料（申請書等）			
	契約書見本	…	9
	一般競争入札参加申込書	…	12
	事業計画書及び土地利用計画書	…	14
	役員等氏名一覧表	…	15
	委任状	…	16
	公有財産貸付申請書	…	17
	一時貸付土地返還届	…	18
	募集要項に関するお問い合わせ、配布及び応募受付先	…	19

## I 概要

横浜市では、保有資産の有効な利活用及び市の財源確保の一環として、市有地（道路事業予定地）について、貸付公募を行います。

### 1 貸付物件（土地）

物件の詳細は、別紙1「貸付物件（土地）一覧」のとおり

また、位置図、案内図、現地写真は、別紙2「図面集」を参照ください。

### 2 公募のスケジュール

応募申込者の受付	「一般競争入札参加申込書」にその他必要な書類（事業計画書及び土地利用計画書等）を添えて道路局事業推進課へ提出（郵送または持参） ※お申込みにあたっては、事前にご連絡をお願いします。
応募申込者の資格審査	すべての審査項目が適正な応募申込者を借受人とします。
借受人の決定	応募申込者へ借受人決定の通知
契約保証金の納付	契約時まで、横浜市の発行する「納付書」により契約保証金（貸付料の3か月分）を納付。契約保証金は貸付期間満了時に還付。
契約書の締結	「公有財産貸付申請書」及び「使用前の写真」を道路局事業推進課へ提出
貸付料の納付	横浜市の発行する「納入通知書」により初回貸付料を納付
貸付開始	現況のまま、貸付期間の初日に借受人に引き渡すものとします。

## II 貸付内容（条件等）について

### 1 貸付期間

(1) 物件番号1～6及び19

最長5年間

貸付期間満了後、横浜市が支障なしと判断した場合に限り、1回のみ更新することができます（最長10年間の継続使用）。

※ 土地の一部分のみの貸付、貸付期間が48か月以下となる貸付は行いません。

(2) 物件番号7～18

最長3年間

貸付期間満了後、横浜市が支障なしと判断した場合に限り、1回のみ更新することができます（最長6年間の継続使用）。

※ 土地の一部分のみの貸付、貸付期間が24か月以下となる貸付は行いません。

以下、(1)及び(2)の共通事項

※ 貸付期間の満了日は3月31日とします。

※ 貸付に係る準備期間及び期間満了にともなう原状回復期間も貸付期間に含みます。

※ 更新を希望する場合は、貸付期間の満了する6か月前までに、書面により横浜市に協議を申し込んでください。

※ 当該地は道路事業予定地であるため、道路に関する工事等のためやむを得ない必要が生じた場合には、貸付期間内であっても契約を解除する場合があります。

## 2 貸付料

### (1) 決定方法

横浜市道路占用料条例に定める「占用料の額の最低額」の基準を準用した価格（一律 458 円／ $\text{m}^2$ ）を月額貸付料とします。

### (2) 計算方法

月額によるものとし、貸付期間が1か月に満たないとき又は貸付期間に1か月未満の端数があるときは、1か月を30日とした日割りをもって計算します。

### (3) 納付方法

本市が発行する納入通知書により、年度毎に本市が定める期日までに納付してください。

## 3 貸付条件

### (1) 貸付けの用途

自動車駐車場

### (2) 用途の制限

ア 平置き駐車場とすること。

イ 車両出入口とは別に利用者通行口を設ける等、利用者の安全対策に努めてください。

ウ 原則として、貸付開始後1年以内に自動車駐車場の用に供すること。

エ 貸付地に堅固な建物を建設することや、住居を併設することはできません。

また、次の(ア)から(キ)に該当する使用はできません。

(ア) 悪臭・騒音・振動・土壌汚染・有毒ガス等、近隣環境を損なう可能性のある用途

(イ) 政治的又は宗教的用途

(ウ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団その他の反社会的団体及びそれらの構成員等の事務所その他これらに類するものなど、公序良俗に反する用途、また、同法第2条第2号に規定する暴力団の利益になり、又はそのおそれのあると認められる用途

(エ) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業(ラウンジ、スナック等)、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業(成人向けDVDショップ等を含む。)の用途

(オ) 都市計画法(昭和43年法律第100号)、建築基準法(昭和25年法律第201号)及び関係法令、要綱等に違反する用途

(カ) その他本市が適さないと判断した用途

(キ) 第三者をしてアからカの用途に使用させること

### (3) 貸付方法

ア 地方自治法 第238条の4第2項第4号に基づく行政財産の貸付けとなります。

イ なお、契約は、借地借家法(平成3年法律第90号)第25条の規定に基づく一時使用目的の賃貸借契約とします。

ウ 貸付物件は、現状有姿での貸付けとなります。したがって、工作物(ブロック塀、フェンス、排水施設、舗装)などを含むものとし、越境物や占有物などがある場合についても現状有姿のままでお貸しすることになります。

### (4) 禁止事項

ア 権利設定及び譲渡の禁止

借受人は、あらかじめ市から書面による承認を受けた場合を除いて、貸付けに基づく権利の全部又は一部を第三者に譲渡し、転貸し、質入れ若しくは担保に供し、又は営業の委託若しくは名義貸し等を行うことはできません。

なお、時間貸し及び月極駐車場は転貸とは解釈しないものとします。

イ 貸付財産の形質変更の禁止

借受人は、貸付対象財産の使用にあたり、貸付財産の形質を変更することはできません。ただし、あらかじめ市から書面による承認を受けたときは、この限りではありません。

### (5) 貸付期間終了時の条件

借受人は貸付期間が満了したとき、又は「II 7 契約の解除」により契約を解除された場合は、直ちに自己の負担で貸付対象財産を原状に回復して市に返還しなければなりません。

この場合、借受人は市に対し、返還に伴って発生する費用及び立ち退き料等一切の請求をする

ことができません。

また、借受人は物件の返還にあたり、市に「一時貸付土地返還届」を提出するものとします。

#### 4 借受人の義務

##### (1) 調査協力義務

使用状況等を把握するため、本市は随時に貸付物件を実地調査し、又は借受人に対して必要な報告を求めることができるものとします。この場合、借受人はこれに協力していただかなければなりません。

##### (2) その他

ア 借受人は、善良なる管理者の注意をもって貸付財産を使用・管理し、契約目的に沿った使用をしていただきます。

イ 借受人には、貸付財産を使用して行う事業に伴う一切の責任があります。貸付期間中は借受人が物件全体の管理責任を負うものとし、その維持管理に必要な費用は借受人の負担とします。

ウ 借受人は、市が貸付対象財産の管理上必要な事項を借受人に通知した場合は、その事項を遵守しなければなりません。

エ 借受人は、貸付対象財産の使用にあたっては、近隣住民の迷惑とならないよう、十分配慮してください。

オ 借受人は、貸付対象財産について、現状変更等をしようとする場合は、「現状変更承認申請書」等を提出し、許可がなされた後に作業等を実施してください。なお、工事着手は契約開始後となります。

#### 5 違約金

借受人は貸付期間中に、次の事由が生じた場合は、それぞれに定める金額を違約金として支払わなければなりません。

##### (1) 「Ⅱ 4 借受人の義務」に違反した場合

貸付料の12か月相当額

##### (2) 「Ⅱ 3 貸付条件」に違反した場合

貸付料の36か月相当額

#### 6 引き渡し

貸付物件は、貸付期間の初日に現状有姿で土地の引き渡しを行ったものとします。

#### 7 契約の解除

次の各号に該当するときは、契約を解除することがあります。また、この場合、市又は第三者に損害を与えたときは、全て借受人の責任でその損害を賠償しなければなりません。

##### (1) 借受人が「Ⅱ 3 貸付条件」記載の事項に違反、あるいは「Ⅱ 4 借受人の義務」記載の義務を果たさない場合。

この場合、納入済の貸付料の返還はいたしません。

##### (2) 市が貸付物件を、公用又は公共用に供するため必要とするとき。

この場合、納入済の貸付料については、貸付期間の残存日数に応じて返還します。

##### (3) 借受人は、契約期間にかかる貸付料全額を納入し、書面による契約解除の申入れをした場合。

この場合、納入済の貸付料の返還はいたしません。

### Ⅲ 物件の下見について

物件の下見は原則として省略します。下見を希望される場合は、電話若しくはEメールで道路局事業推進課まで連絡をお願いします。

### Ⅳ 応募について

#### 1 応募資格

応募者は次の各号に掲げる条件を全て備える者とします。

##### (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること（一般競争入札の参加者の資

- 格を有する者)。
- (2) 横浜市一般競争参加停止及び指名停止等措置要綱に基づく一般競争参加停止及び指名停止措置を受けていない者
  - (3) 国税及び市税の滞納がないこと。
  - (4) 施設の建設、原状回復及び事業の運営等に必要な資力を備えており、本市が指定する期日までに公有財産貸付契約を締結し、貸付料の支払いが可能であること。
  - (5) 貸付公募実施要項の内容を遵守し、事業計画を適切に行えること。
  - (6) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれがある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれがある団体に属する者でないこと。
  - (7) 貸付公募実施による貸付料入札に参加し、落札決定後、正当な理由なく契約を締結しなかった者でないこと。
  - (8) 契約時までには契約保証金の支払いが可能であること。

## 2 応募の制限

次のいずれかに該当する場合は、応募資格を認めないこととします。

- (1) 経営不振の状況（破産手続、更生手続、再生手続その他類似の手続の開始決定がされ、特別清算手続その他の清算手続が開始され、又は手形取引停止処分がなされている状況をいう。）にある者
- (2) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）第 8 条第 2 項第 1 号の処分を受けている団体若しくはその代表者、主催者その他の構成員又は当該構成員を含む団体
- (3) 横浜市暴力団排除条例（平成 23 年 12 月横浜市条例第 51 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団、同条第 4 号に規定する暴力団員等、同条第 5 号に規定する暴力団経営支配法人等又は同条例第 7 条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者（法人その他の団体にあつては、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）が暴力団員等と密接な関係を有すると認められるものをいう。）
- (4) 神奈川県暴力団排除条例（平成 22 年神奈川県条例第 75 号）第 23 条第 1 項又は第 2 項に違反している事実がある者

## 3 応募方法

応募に必要な書類を各 1 部用意し、道路局事業推進課へ郵送または持参で提出してください。

- (1) 受付期間  
随時  
(ただし、土、日、祝祭日を除きます。)
- (2) 受付時間  
午前 9 時から午後 5 時まで  
(ただし、正午から午後 1 時までを除きます。)
- (3) 受付場所  
末尾の「募集要項に関するお問い合わせ、配布及び応募受付先」のとおりです。
- (4) 応募に必要な書類
  - ア 一般競争入札参加申込書
  - イ 事業計画書（収支の見込み等を記載）及び土地利用計画書（駐車場区画の配置、時間貸駐車用の精算機等の設置場所を記載）
    - ※ フェンス等の構造物を設置又は撤去するなど現状変更等をしようとする場合は、事業計画書及び土地利用計画書にその内容を記載してください。
  - ウ 法人登記 履歴事項全部証明書（法人登記簿謄本）
    - ※ 申請日前 3 か月以内に発行されたもの
  - エ 印鑑証明書
    - ※ 申請日前 3 か月以内に発行されたもの
  - オ 法人役員名簿（役員住所、生年月日も記載）の写し（指定暴力団の構成員でないことの調査・照会用）
  - カ 最近 2 年間の納税証明書（「法人税 その 1 納税額証明書」及び「市民税（法人分）」）
  - キ 財務諸表の写し（最近 1 期分）

※ 個人の場合は「一般競争入札参加申込書」に記載された書類を添付すること

(5) 注意事項

上記以外の資料等の提出を求めることがあります。また、提出された書類は、返却いたしませんので、あらかじめご了承ください。

なお、書類作成等は応募者の負担により行うものとします。

※ 提出された応募書類は、応募資格の判断のための調査・照会資料として使用します。

(6) 応募後の調査等について

応募後、資格審査のための財務診断、調査等を実施させていただきます。また、選定にあたって、事業計画等についてヒアリングを行う場合がありますので、あらかじめご了承ください。

## V 応募申込者の資格審査及び借受人の決定

### 1 審査について

貸付条件、応募資格等についての審査を行います。

### 2 審査方法

申込を済ませた応募申込者を対象に、資格審査を行います。

- (1) 資格審査は、提出された書類を元に行います。
- (2) 応募内容が本要項の諸条件等を満たさない場合は審査の対象としません。

### 3 審査項目

審査項目は次のとおりとします。

- 貸付けの用途
  - ・貸付用途が要項で示したものか否か、制限をした用途に該当していないか
- 周囲との調和性
  - ・周囲との調和性が取れているか、周辺に悪影響を与えないか
- 事業計画の実現性
  - ・資金計画、建築計画、スケジュール、経営の安定性、導入施設の実現性
- 応募資格等
  - ・応募資格は適正か、応募制限に該当していないか

### 4 借受人の決定方法

借受人の決定は、先着順<sup>\*1</sup><sup>\*2</sup>とします。

応募申込があった場合は、資格審査を行い、全ての審査項目が適正とされた場合、借受人として決定し、文書で通知します。

※1 1日単位で締め切ります。同日に受けたお申込みは同順位として取り扱います。同日内に2者以上の申込みがあり、かつ資格審査の通過者が2者以上あった場合は、横浜市が抽選を行い、決定します。

※2 「同日」の扱いは、原則受付時間とします。(午後5時より後に受領した申込書は、翌開庁日の午後5時までには受領した申込書と同順となります。)

## VI 契約方法等について

### 1 契約保証金の納付

契約保証金は、月額貸付料の3か月分に相当する金額とし、契約時までには、本市が発行する納付書により納付することとします。

### 2 公有財産貸付契約書の締結

借受人は、本市の定める様式により、公有財産貸付契約書を締結していただきます。

契約の締結には、次の書類を添付します。

- (1) 公有財産貸付申請書
- (2) 使用前の写真(契約日に提出)
- (3) その他必要な書類

なお、貸付契約書に貼付する収入印紙に要する費用は、事業予定者の負担となります。

- ・ 公有財産貸付契約書（例）参照
- ※ 公有財産貸付契約書（例）は標準的な契約条項を示していますので、必要により契約条項を調整することがあります。

### 3 貸付料の支払い

本市の発行する納入通知書により、毎年度4月の指定日までに、年間の貸付料を支払うこととします。



# 公有財産賃貸借契約書（見本）

貸付人横浜市（以下「甲」という。）と借受人\_\_\_\_\_（以下「乙」という。）は、次の条項により公有財産の賃貸借契約を締結する。

（信義誠実等の義務）

第1条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

2 乙は、貸付物件が公有財産であることを常に考慮し、適正に使用するように留意しなければならない。

（貸付物件）

第2条 貸付物件は、次のとおりとする。

所	在	区 分	数 量
			m <sup>2</sup>

（使用目的）

第3条 乙は、貸付物件を申請書に記載した使用目的及び利用計画書のとおり用途（平置き駐車場）に自ら使用しなければならない。

（貸付期間）

第4条 貸付期間は、令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日から令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日までとする。

2 貸付期間満了後、横浜市が支障なしと判断した場合に限り、1回のみ更新することができる。なお、乙は更新を希望する場合は、前項に定める貸付期間の満了する6か月前までに、甲に対し、書面により協議を申し込まなければならない。

（貸付料）

第5条 貸付期間にかかる貸付料は、金\_\_\_\_\_円（月額\_\_\_\_\_円／非課税）とする。

（貸付料の納付）

第6条 乙は、前条に定める貸付料を甲の発行する納入通知書により甲の定める期日までに納付しなければならない。

2 前項に定める年度毎の貸付料の計算方法は、月額を基準とし、各年度の貸付期間が1か月に満たないとき又は貸付期間に1か月未満の端数があるときは、1か月を30日とした日割りをもって計算する。

（契約保証金の納付等）

第7条 乙は、契約保証金として貸付料の3か月分金〇〇〇〇〇円（非課税）を甲の発行する納付書により契約時までに納付しなければならない。

2 甲は本契約が終了し、貸付物件を返還させる際に、前項の契約保証金を乙に返還しなければならない。ただし、乙において未納の貸付料、損害賠償金その他の債務金があるときは、契約保証金のうちからこれを控除する。また、甲から乙への契約保証金の還付にあたっては、利子を付さない。

（貸付料の納付の遅延に伴う違約金）

第8条 乙は、第5条に定める貸付料を甲の定める納付期限までに納付しない場合は、その期限の翌日から納付までの期間の日数に応じ、その納付すべき金額について年14.6%の割合を乗じて計算した金額を、違約金として甲に支払わなければならない。

2 前項に定める違約金の計算において、年当たりの割合は、閏(じゅん)年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

3 前2項に定める違約金の計算において、納付すべき金額に1,000円未満の数がある場合はその端数を切り捨てるものとし、納付すべき金額が2,000円未満である場合はその全額を切り捨てる。

4 前3項により計算した違約金の額に100円未満の端数がある場合にはその端数を切り捨てるものとし、違約金の額が100円未満である場合にはその全額を切り捨てる。

（貸付料の改定）

第9条 経済情勢の変動、その他の事情により特に必要があると認められた場合には、本市は貸付料を改定することができる。

(物件の引渡し)

第10条 甲は第4条に定める貸付期間の初日に、第2条に定める貸付物件を乙に引き渡したものとす。

(契約不適合)

第11条 乙は、引き渡された貸付物件が、種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないことを理由として、既往の貸付料の減免、損害賠償及び修繕費等の請求をすることができないものとする。ただし、乙が消費者契約法(平成12年法律第61号)第2条第1項に規定する消費者である場合にあっては、この限りではない。

(貸付物件の一部滅失)

第12条 甲は、貸付物件が乙の責めに帰することのできない事由により滅失し、又はき損した場合は、滅失し、又はき損した部分にかかる貸付料として、甲が認める金額を減免する。

(使用上の制限)

第13条 乙は、貸付物件を第3条に定める使用目的及び利用計画以外の用途に使用し、又は第三者に使用させてはならない。ただし、甲が類似使用の範囲内として事前に承認した場合は、その範囲内の使用をすることができる。

2 乙は、貸付物件に建物又は工作物を建設する等貸付物件の現状を変更してはならない。ただし、やむを得ない理由により仮設物を建設するなど現状変更等をしようとする場合は、事前に現状変更等をしようとする理由及び当該現状変更等の計画を書面により申請し、甲の承認を得なければならない。

3 前2項に定める甲の承認は、書面によるものとする。

(権利譲渡等の禁止)

第14条 乙は、甲の承認を得ないで貸付物件を第三者に転貸し、又は仮設物などに賃借権その他の使用若しくは収益を目的とする権利を設定してはならない。

2 前項に基づく甲の承認は、書面によるものとする。

(物件の保全義務等)

第15条 乙は、善良な管理者としての注意をもって、貸付物件の維持保全につとめなければならない。

2 乙は、貸付物件が天災その他の事由によって損壊し、第三者に損害を与えた場合は、その賠償の責めを負うものとし、甲が乙に代って賠償の責めを果した場合は、乙に求償することができるものとする。

3 第1項の規定により支出する費用は、すべて乙の負担とし、甲に対しその償還等の請求をすることができない。

(実地調査等)

第16条 甲は、次の各号の一に該当する事由が生じた場合は、乙に対しその業務又は資産の状況に関して質問し、実地に調査し、又は参考となるべき資料の提出その他報告を求めることができる。この場合においては、乙は調査等に協力しなければならない。

(1) 貸付料の納付がない場合

(2) 第13条、第14条及び前条第1項又は第2項に定める義務に違反した場合

(3) その他甲が必要と認める場合

(違約金)

第17条 乙は、第4条に定める貸付期間中であって、次の各号に掲げる場合は、それぞれ当該各号に定める金額を違約金として、甲に支払わなければならない。

(1) 第13条第2項又は前条に定める義務に違反した場合

貸付料の12か月相当額

(2) 第3条、第13条第1項又は第14条に定める義務に違反した場合

貸付料の36か月相当額

2 前項に定める違約金は違約罰であって、第21条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

(契約の解除)

第18条 甲は、次の各号に該当するときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 乙がこの契約に定める義務に違反した場合

(2) 貸付物件を甲において公用又は公共の用に供するため必要が生じた場合(地方自治法(昭和22年法律第67条)第238条の5第4項)

(3) 神奈川県警察本部長からの通知又は回答により、乙が次に掲げる者であることが判明したと

き。

ア 横浜市暴力団排除条例（平成 23 年 12 月横浜市条例第 51 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団、同条第 4 号に規定する暴力団員等、同条第 5 号に規定する暴力団経営支配法人等又は同条例第 7 条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者

イ 神奈川県暴力団排除条例（平成 22 年神奈川県条例第 75 号）第 23 条第 1 項又は第 2 項に違反している事実がある者

(4) 甲は、第 13 条第 2 項の規定により現状変更を承認した場合において、貸付物件の規模が過大と認めるときの当該部分

2 乙は、第 4 条に定める貸付期間（契約の更新を行った場合は更新した期間を含む）の貸付料全額を納入したときに限り、書面により契約解除を申し入れることができる。

（原状回復）

第 19 条 乙は、第 4 条に定める貸付期間の満了日又は前条の規定によりこの契約を解除され、若しくは解除したときは甲の指定する期日までに、通常の使用に伴い生じた貸付物件の損耗及び経年変化を除き、貸付物件を原状に回復し、甲の立会い及び確認を得て返還しなければならない。

（貸付料の精算）

第 20 条 契約が解除された場合において、甲は未経過期間にかかる貸付料を返還しない。ただし、甲は、第 18 条第 1 項第 2 号により契約を解除し、未経過期間にかかる貸付料が 1,000 円以上の場合には、これを返還するものとする。

（損害賠償等）

第 21 条 乙は、この契約に定める義務を履行しないため甲に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。

2 乙は第 18 条第 1 項第 2 号の規定に基づきこの契約が解除された場合において、損失が生じた場合は、地方自治法第 238 条の 5 第 5 項の規定に基づきその補償を請求することができる。

3 乙は、第 4 条に定める貸付期間が満了したとき又は第 18 条の規定によりこの契約を解除され、若しくは解除した場合において、貸付物件を貸付期間の満了日又は甲が指定する期日までに返還しないときは、損害賠償金として、返還すべき期日の翌日から返還した日までの期間の日数に応じ、貸付料額の 3 倍に相当する金額を、甲に支払わなければならない。

（有益費等の放棄）

第 22 条 乙は、第 4 条に定める貸付期間が満了し、又は第 18 条の規定によりこの契約を解除され、若しくは解除した場合において、貸付物件を返還するときは、乙が支出した必要費及び有益費等が現存している場合であっても、甲に対しその償還等の請求をすることができない。

（契約の費用）

第 23 条 この契約の締結及び履行に関して必要な一切の費用は、すべて乙の負担とする。

（疑義等の決定）

第 24 条 この契約に関し疑義がある場合、又はこの契約に定めのない事由が生じた場合は、甲乙協議して定めるものとする。

（裁判管轄）

第 25 条 この契約に関する訴訟の提起等は、甲の所在地を管轄する裁判所に行うものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書 2 通を作成し、それぞれに甲乙記名押印した上、各自その 1 通を保有する。

令和 年 月 日

貸付人（甲） 横浜市中区本町 6 丁目 50 番地の 10  
横浜市  
契約事務受任者  
横浜市道路局長

借受人（乙）

# 一般競争入札参加申込書

横浜市 契約事務受任者  
道路局長

申込人 所在（又は所在） ○○市○○区○○町○ー○  
氏名（又は名称） ○○○○株式会社 ○○支社  
（代表者名） ○○○○○○○ ○○ ○○

代理人 所在（又は所在） ○○市○○区○○町○ー○  
氏名（又は名称） ○○○○株式会社 ○○支社  
（代表者名） ○○○○○○○ ○○ ○○

横浜市市有財産の貸付公募（随時募集）（駐車場用途限定）に参加したいので、定める入札参加資格その他の条件を満たしていることを確認のうえ、次のとおり申し込みます。

## 1 申し込む土地

種 別	土 地	新 規
表 示	○○区○○○町○○番○	
	地 目 宅地	地 積 0,000.00㎡

### 【添付書類】

個人の場合 （1）印鑑登録証明書 （2）最近2年間の国税の納税証明書（申告所得税、消費税及び地方消費税） （3）最近2年間の市税の納税証明書（個人市民税、固定資産税） （4）身分証明書（破産者でないことの証明） （5）登記されていないことの証明

法人の場合 （1）法人登記 履歴事項全部証明書（法人登記簿謄本） （2）代表者の印鑑証明  
（3）法人役員名簿 （4）最近2年間の納税証明書（法人税、市民税） （5）財務諸表の写し

※ 事業計画書及び土地利用計画書（利用目的詳細を記載した書面）も添付してください。

（裏面あり）

2 確認事項 (次の内容に該当する場合、□に○印を記入してください。)

- (1) 応募者は、次に掲げる者ではありません。
- ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者（一般競争入札の参加者の資格を有しない者）
  - イ 横浜市一般競争参加停止及び指名停止等措置要綱に基づく一般競争参加停止及び指名停止措置を受けている者
  - ウ 国税及び市税の滞納を滞納している者
  - エ 公共の安全及び福祉を脅かすおそれがある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれがある団体に属する者
  - オ 経営不振の状況（破産手続、更生手続、再生手続その他類似の手続の開始決定がされ、特別清算手続その他の清算手続が開始され、又は手形取引停止処分がなされている状況をいう。）にある者
  - カ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）第 8 条第 2 項第 1 号の処分を受けている団体若しくはその代表者、主宰者その他の構成員又は当該構成員を含む団体
  - キ 横浜市暴力団排除条例（平成 23 年 12 月横浜市条例第 51 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団、同条第 4 号に規定する暴力団員等、同条第 5 号に規定する暴力団経営支配法人等又は同条例第 7 条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者（法人その他の団体にあっては、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）が暴力団員等と密接な関係を有すると認められるものをいう。）
  - ク 神奈川県暴力団排除条例（平成 22 年神奈川県条例第 75 号）第 23 条第 1 項又は第 2 項に違反している事実がある者
- (2) 本市が別紙「役員等氏名一覧表」の情報を神奈川県警察本部長に照会することについて、同意します。また、応募申請後、新たに就任した役員等について、市から追加提出を求められたときは、速やかに提出します。
- (3) 2 (1) 及び(2)について、本書面により誓約します。

3 事務担当責任者

法 人 名	
所属・役職名	
氏 名	
連 絡 先	所在地 〒 TEL

# 事業計画書及び土地利用計画書

令和 年 月 日

(申請先)  
横浜市 長

申込人 所在（又は所在） ○○市○○区○○町○ー○  
 氏名（又は名称） ○○○○株式会社 ○○支社  
 （代表者名） ○○○○○○○○ ○○ ○○  
 担当者氏名 ○○ ○○  
 電話番号 000-000-0000

事業計画及び土地利用計画は次のとおりです。

種 別	土 地	新 規
表 示	○○区○○○町○○番○	
	地 目 宅地	地 積 0,000.00㎡
使用目的	駐車場	
理 由	自動車駐車場の運営を行うため。 <b>【事業計画】</b> 事前準備・工事 令和○年○月○日から令和○年○月○日予定 駐車場運営 令和○年○月○日から令和○年○月○日予定 撤去・原状回復 令和○年○月○日から令和○年○月○日予定	
貸 付 期 間	令和○年○月○日から 令和○年○月○日まで（○か月＋○日）	
貸 付 料	別途入札により決定	
添付書類	計画図面は別紙のとおり	

(提出先) 道路局 計画調整部 事業推進課  
 電 話 045 (671) 3532  
 Eメール do-yochikatsuyo@city.yokohama.jp

# 役員等氏名一覧表

令和 年 月 日現在の役員等

役職名	氏名	氏名のカナ	生年月日 (大正T, 昭和S, 平成H)	性別 (男・女)	住所
代表者			T S H . .		
			T S H . .		
			T S H . .		
			T S H . .		
			T S H . .		
			T S H . .		
			T S H . .		
			T S H . .		
			T S H . .		
			T S H . .		

本様式に記載された情報を入札参加資格の判断のための調査・照会資料として使用することについて、同意します。

また、記載された全ての役員等に同趣旨を説明し、同意を得ています。

法人名  
代表者職・氏名

# 委任状

令和 年 月 日

受任者 住所（又は所在）  
氏名（又は名称）  
（代表者名）

実印

私は、上記の者を代理人と定め、次の権限を委任します。

## 記

次の横浜市市有財産の公募貸付に関する一切の権限

種別	土 地	新 規
物件	〇〇区〇〇町〇〇	
	地 目 宅地	地 積 〇〇.〇 m <sup>2</sup>

令和 年 月 日

委任者 住所（又は所在）  
氏名（又は名称）  
（代表者名）

実印

添付資料 個人の場合：印鑑証明書（発行後3か月以内のもの）  
法人の場合：資格証明書（法人登記簿謄抄本、代表者事項証明書等）及び  
印鑑証明書（発行後3か月以内のもの）

- (注) 1 委任者及び受任者双方の印鑑証明書等を添付してください。  
2 法人がその社員に委任する場合は、委任状の提出は不要です。



# 公有財産貸付申請書

令和 年 月 日

(申請先)  
横浜市 長

申込人 所在 (又は所在) ○○市○○区○○町○ー○  
 氏名 (又は名称) ○○○○株式会社 ○○支社  
 (代表者名) ○○○○○○○○ ○○ ○○  
 担当者氏名 ○○ ○○  
 電話番号 000-000-0000

次のとおり公有財産 (土地) の貸付けを願いたく、関係書類を添えて申請します。

種 別	土 地	新 規
表 示	○○区○○○町○○番○	
	地 目 宅地	地 積 0,000.00㎡
使用目的	駐車場	
理 由	自動車駐車場の運営を行うため。 <b>【事業計画】</b> 事前準備・工事 令和○年○月○日から令和○年○月○日予定 駐車場運営 令和○年○月○日から令和○年○月○日予定 撤去・原状回復 令和○年○月○日から令和○年○月○日予定	
貸 付 期 間	令和○年○月○日から 令和○年○月○日まで (○か月+○日)	
貸付料	別途入札により決定	
添付書類	(1) 事業計画書及び土地利用計画書 (2) 使用前の写真 (契約日に提出) (3) その他必要な書類	

(提出先) 道路局 計画調整部 事業推進課  
 電 話 045 (671) 3532  
 Eメール do-yochikatsuyo@city.yokohama.jp

# 一時貸付土地返還届

令和 年 月 日

(申請先)

横浜市 長

申込人 住所 (又は所在)  
氏名 (又は名称)  
(代表者名)  
担当者氏名  
電話番号

令和 年 月 日に締結した公有財産賃貸借契約第 19 条の規定に基づき、一時貸付物件を原状に回復し、貴市の立会及び確認を得て返還します。

種別	土 地	新 規
表示	〇〇区〇〇町〇〇番	
	地 目 宅地	地 積 〇〇.〇 m <sup>2</sup>
一時貸付期間	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで	
土地返還日	令和 年 月 日	
立会年月日	令和 年 月 日	
添付書類	現況写真 (原状復帰後のもの)	

(提出先) 道路局 計画調整部 事業推進課  
電 話 045 (671) 3532

## 募集要項に関するお問い合わせ、配布及び応募受付先

今回の貸付に関する問い合わせ先は次のとおりです。

所 在	〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10（横浜市庁舎22階）
担 当 部 署	横浜市道路局計画調整部事業推進課
電 話 番 号	045-671-3532（直通）
E メ ー ル	<a href="mailto:do-yochikatsuyo@city.yokohama.jp">do-yochikatsuyo@city.yokohama.jp</a>
受 付 時 間	祝日・休日・年末年始を除く、月曜日から金曜日の午前9時から午後5時まで （ただし、正午から午後1時までを除く）
備 考	・募集要項は、横浜市道路局ホームページに掲載します。 <a href="https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/doro/kanri_senyo/shisankatsuyo/kashitsuke-kobo.html">https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/doro/kanri_senyo/shisankatsuyo/kashitsuke-kobo.html</a>